

野洲市資料提供

提供年月日	平成30年8月22日
担当部課	野洲市環境経済部商工観光課
担当者	遠藤・重田
連絡先電話番号	077-587-6008

大規模小売店舗の届出に係る知事意見についての回答について

平成30年6月22日付け滋中第504号「大規模小売店舗の届出に係る意見について（通知）」（資料③）に対し疑問点がありましたことから、平成30年7月3日付け野商第92号にて依頼しました「大規模小売店舗の届出に係る知事意見について（依頼）」（資料②）について、県より回答（資料①）がありましたので報告しますとともに、今後、市としては知事の届出者への通知文および野洲市長への回答文に即した対応を求めています。

記

○本市からの照会内容（資料②）および県からの回答（資料①）

1. 滋賀県大規模小売店舗立地法審議会からの付帯意見が付記されているが、知事意見の意見形成にいかされず、なぜ知事意見なしとされたのか。

【回答】当該案件については、平成30年6月4日開催の滋賀県大規模小売店舗立地審議会での審議の結果、平成30年6月19日に審議会会長から「意見なし」（付帯意見を付記）の内容で答申された。

この答申を踏まえ、県として判断した結果、今回の変更届出については、「意見なし」としたもの。

なお、貴市からの意見も踏まえ、「今回の届出における駐車台数は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る駐車台数になることから、駐車場の収容台数に不足が想定される場合または不足が生じた場合には、指針の必要台数を尊重し、速やかに臨時駐車場等を確保されたい。」と付帯意見を付したところである。

2. 駐車場の収容台数について、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準」を下回る駐車台数となるなど、交通上の大きな課題が生じると懸念されることから、貴職からの意見照会に応じて、本職より意見を提出しているにも関わらず、なぜ知事意見として一切反映されていないのか。

【回答】当該案件については、審議会会長から「意見なし」（付帯意見を付記）の内容で知事に答申されたことを踏まえ、県として判断した結果、今回の変更届出については、「意見なし」としたもの。

なお、貴市からの意見も踏まえ、上記と同様の付帯意見を付したところである。

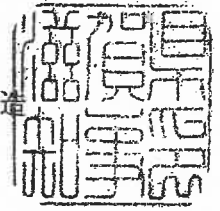
3. 滋賀県大規模小売店舗立地法審議会が出された答申の全文を、送付願いたい。

【回答】別紙のとおり

滋 中 610 号
平成30年(2018年) 8月 2日

野洲市長 山仲 善彰 様

滋賀県知事 三日月 大造



大規模小売店舗の届出に係る知事意見について (回答)

平成30年7月3日付け野商第92号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 滋賀県大規模小売店舗立地審議会からの付帯意見が付記されているが、知事意見の意見形成にいかされず、なぜ知事意見なしとされたのか。

(回答) 当該案件については、平成30年6月4日開催の滋賀県大規模小売店舗立地審議会での審議の結果、平成30年6月19日に審議会会長から「意見なし」(付帯意見を付記)の内容で知事に答申された。

この答申を踏まえ、県として判断した結果、今回の変更届出については、「意見なし」としたもの。

なお、貴市からの意見も踏まえ、「今回の届出における駐車台数は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る駐車台数になることから、駐車場の収容台数に不足が想定される場合または不足が生じた場合には、指針の必要台数を尊重し、速やかに臨時駐車場等を確保されたい。」と、付帯意見を付したところである。

2. 駐車場の収容台数について、「大規模小売店舗を配置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準」を下回る駐車台数となるなど、交通上の大きな課題が生じると懸念されることから、貴職からの意見照会に応じて、本職より意見を提出しているにも関わらず、なぜ知事意見として一切反映されていないのか。

(回答) 当該案件については、審議会会長から「意見なし」(付帯意見を付記)の内容で知事に答申されたことを踏まえ、県として判断した結果、今回の変更届出については、「意見なし」としたもの。

なお、貴市からの意見も踏まえ、上記と同様の付帯意見を付したところである。

3. 滋賀県大規模小売店舗立地審議会が出された答申の全文を、送付願いたい。

(回答) 別紙のとおり

滋 大 店 第 8 号
平成 30 年(2018 年)6 月 19 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県大規模小売店舗立地審議会
会長 小川 圭一



大規模小売店舗の変更届出に係る意見について (答申)

平成 30 年 5 月 10 日付け滋中第 365 号で諮問のありましたこのことについて、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり答申します。

記

1. 大規模小売店舗の名称および住所
アル・プラザ野洲
野洲市小篠原 1000 番地
2. 建物設置者氏名または名称および所在地
三菱UFJリース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
3. 意見を聴かれた事項
大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項に基づく届出
4. 意見
届出内容の総合的な評価として意見なし。
ただし、下記について十分指導されたい。
 - (1) 今回の届出における駐車台数は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関

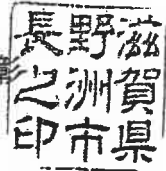
する指針の基準を下回る駐車台数になることから、駐車場の収容台数に不足が想定される場合または不足が生じた場合には、指針の必要台数を尊重し、速やかに臨時駐車場等を確保されたい。

野商第 92 号

平成 30 年 7 月 3 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

野洲市長 山仲 善章



大規模小売店舗の届出に係る知事意見について (依頼)

平成 30 年 6 月 22 日付け滋中第 504 号にて通知のありました標記につきまして、下記のとおり疑問点がありますので、ご回答をお願いいたします。

記

1. 疑問点

- (1) 滋賀県大規模小売店舗立地法審議会からの付帯意見が付記されているが、知事意見の意見形成にいかされず、なぜ知事意見なしとされたのか。
- (2) 駐車場の収容台数について、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準」を下回る駐車台数となるなど、交通上の大きな課題が生じると懸念されることから、貴職からの意見照会に応じて、本職より意見を提出しているにも関わらず、なぜ知事意見として一切反映されていないのか。

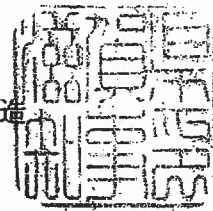
2. その他

滋賀県大規模小売店舗立地法審議会で出された答申の全文を、送付願いたい。

滋 中 第 5 0 4 号
平成 30 年(2018 年)6 月 22 日

野洲市長 様

滋賀県知事 三日月 大造



大規模小売店舗の届出に係る意見について (通知)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) の規定により提出されました下記の届出について、別添のとおり県の意見はない旨、建物設置者に通知しました。

記

1. 届出日
平成 29 年 12 月 5 日
法第 6 条第 2 項届出
2. 大規模小売店舗の名称および所在地
アル・プラザ野洲
野洲市小篠原 1000 番地

【問合せ先】

滋賀県商工観光労働部

中小企業支援課商業支援係：黒瀬

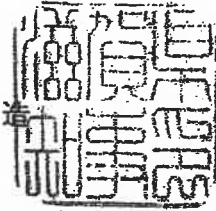
TEL: 077-528-3731 FAX: 077-528-4871

E-mail: kurose-keita@pref.shiga.lg.jp

滋 中 第 5 0 4 号
平成 30 年(2018 年)6 月 22 日

三菱UFJリース株式会社
代表取締役 柳井 隆博 様

滋賀県知事 三日月 大造



大規模小売店舗の届出に係る意見について (通知)

平成 29 年 12 月 5 日に受理しました「アル・プラザ野洲」に係る大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 2 項の届出につきまして、同法第 8 条第 4 項の規定により下記のとおり通知します。

記

当該届出について、大規模小売店舗周辺地域の生活環境保持の見地からの意見はありません。

なお、滋賀県大規模小売店舗立地審議会から付帯意見が付されていますので、次の事項について適切に対応されるようお願いします。

1. 今回の届出における駐車台数は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る駐車台数になることから、駐車場の収容台数に不足が想定される場合または不足が生じた場合には、指針の必要台数を尊重し、速やかに臨時駐車場等を確保されたい。

【問合せ先】

〒520-8577 滋賀県大津市京町 4-1-1

滋賀県商工観光労働部

中小企業支援課商業支援係：黒瀬

TEL: 077-528-3731 FAX: 077-528-4871